

推進標語

「あなたこそ 無事故を担う 司令塔」

6月は危険物安全管理強調月間です

消防本部では6月を危険物安全管理強調月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を展開しています。

危険物というと特殊なものと思いがちですが、自動車のガソリンやストーブに使う灯油などの燃料はもちろん、ヘアースプレーや殺虫剤などのエアゾール製品、マニキュア、ペンキなど私達の身の回りにも危険物を利用している製品がたくさんあり、生活の中でなくてはならないものになっています。

危険物はちょっとした不注意や取扱いのミスにより、重大な火災や事故につながる可能性がありますので、この機会にぜひ注意書きなどを確認し、取扱いに充分注意してください。

○危険物製品の表示

危険物第4類 アルコール類
危険等級Ⅱ
火気厳禁

(ヘアースプレーの表示例)

第2石油類
180ml
危険等級Ⅱ

(殺虫剤の表示例)

○危険物の事故を防ぐポイント

保管のポイント

- ・ 子供の手の届かないところに置く
- ・ 高温になる場所に保管しない。
- ・ 機器、容器のフタは確実に閉める。

取扱いのポイント

- ・ 古くなった燃料は使用しない。
- ・ 定期的に換気し、風通しを良くする。
- ・ 使用中は火気厳禁。

問い合わせ先 四日市市消防本部予防保安課 TEL356-2010

6月23日～29日は「男女共同参画週間」です。

平成25年度のキャッチフレーズ

「紅一点じゃ、足りない。」

～男女共同参画週間とは～

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布、施行されました。この法律の目的および基本理念に関する理解を深めるため、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定められています。